

トラック運送事業者における インターンシップ実施に向けた 取組みポイント

平成28年3月



公益社団法人

全日本トラック協会

Japan Trucking Association

1 インターンシップとは何か？

○ インターンシップは、就職や仕事への理解や関心を高めるため、「生徒が事業所などの職場で働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接すること」です。地域の協力を得て、産業の現場など（事業所、大学、行政、研究所等「以下事業所等という。」）で行われる就業体験のことです。正規の学校教育活動であり、将来の生き方や進路を考えるうえで、生徒にとって有意義なものです。

生徒

実際の業務、現場での仕事の体験を通して、自分が就業する具体的な職業を考えるきっかけとなります。

学校の教職員

生徒に対する事前指導、事後指導、事業者との打合せ等の経験を通して、生徒に対する職業関連の指導ノウハウの向上を図ることができます。

トラック運送事業者

トラック運送事業者では、新卒人材を効率的に確保するだけでなく、業界・会社の正しい理解を促し、業界の底上げを図ります。

生徒の保護者

保護者はインターンシップを通して、事業者の評判を聞き、子どもの就職先についても、一緒に考えていきます。

地域社会

運送会社が所在する地域にも、インターンシップ実施により知名度が向上し、中途採用者の応募の増加につながる可能性が高まります。

2 インターンシップをするとどんな効果があるか

○トラック運送事業者がインターンシップを実施することでどのようなメリットがあるか？



○高校等の教職員、生徒、保護者等がより正しくトラック運送業界、運送事業者の実態を理解してもらうことに役立ちます。

○トラック運送事業者の地元の地域社会に対して、自社の存在をアピールし、正しいイメージを持ってもらうことができます。

インターンシップの効果

ポイント

1 地元の高校等の「教職員」との信頼関係を醸成

定期的に新卒者を採用するためには教職員との信頼関係が極めて重要

2 「生徒」に対する業界、自社の実態の理解を促進

生徒に運送業に興味を持たせ、自社で「勤務してみたい」を形成

3 生徒の「保護者」における理解促進、自社アピール

運送会社に就職するには、保護者を応援団にすることが極めて重要

4 地元地域への貢献による企業イメージの向上

地域貢献する運送会社に対する企業イメージは良好で、応募者増加に直結

5 自社の従業員のレベルアップ

従業員が生徒に対して指導・レクチャーすることで、従業員自身がレベルアップ

3 インターンシップ実施の流れ①

インターンシップ実施前

学校に対する申込みまで

- ・インターンシップ受入の検討
- ・高校、専門学校等にインターンシップ実施の有無の確認
- ・インターンシップ実施の学校を訪問し、詳細を確認し、受入れに必要な受入承諾書等の書面を提出します

インターンシップ実施の準備

- ・学校より、生徒名簿の提出を受けます
- ・事業者はインターンシップのスケジュール、プログラムの作成、受入部署・担当者を決定し、インターンシップに関する計画書を学校に提出します
- ・事務所に対して、受入生徒、担当教員等の事前訪問を受けるため、日程調整、打合せ内容等を検討します

インターンシップ実施期間

- ・事業者はインターンシップにおいて、就業指導、評価を実施します。（学校側では教育等の巡回指導があります）

インターンシップ実施後

- ・事業者は学校側からの「評価表、アンケート票」に記入します
- ・事業者及び学校の担当者はインターンシップの報告会・反省会を実施します。

3 インターンシップ実施の流れ②

○ インターンシップを実施するために、以下のポイントを検討し、全体像を整理します。

学校からの
依頼の有無

- 学校からの依頼があるかどうか。依頼がない場合、学校に対してインターンシップ実施に向けた申入れを実施。

学校と
日程調整

- 早期に、学校側とインターンシップ実施時期を調整。

受入概要
整理

- インターンシップの受入れにあたり、受入人数、社内体制、指導プログラム、加入保険等について詳細に検討。

受入体制
整備

- 受入れに当たり、自社の責任者、責任者を補佐する担当者等を定め、組織横断的に対応スタッフを構成。

受入人数

- 年間実施回数、受入期間、指導内容等を踏まえ、開催毎、受入可能人数を検討。（職種、性別、学校種別等を考慮）

社内の
受入体制

- 受入れに当たって、担当部署、受入責任者、連絡担当者、指導担当者等を検討。

指導プログラム

- 職種別に、指導内容の時間配分、学習事項、体験内容等について整理。指導プログラムは極めて重要なポイント。

従業員への説明

- インターンシップに関与しない従業員に対しても、生徒が事業所に来ることを周知、注意事項を徹底。
- 仮に女子生徒が来る場合、セクハラ関連の対応を従業員に徹底。（長期的に学校の教職員との信頼関係を形成）

担当教職員・
生徒との打合せ

- 実施にあたり、詳細について担当教職員、生徒と打合せを実施。予めイメージを持つことで不安が解消されます。

4 インターンシップ実施に向けた事前準備のポイント

(1) 受入体制整備（責任者・担当者・連絡窓口等の決定）

- 事業所内で受入れのための担当組織等を設置し、適切な内部体制を確立。この組織等が中心となって、受入可能時期・期間・人数・役割分担・プログラム内容・評価方法等の検討や学校との対応等実施。
- 総務部等が中心となりますが、規模の小さな事業所の場合は管理職が対応している場合もあります。

受入責任者 (事業所の代表者)

- ・ 全体の責任者として、インターンシップ受入れの統括責任者です。中小規模事業者の場合には、社長が受入責任者となります。
- ・ インターンシップの計画、進捗状況、実施時の管理についても、責任を負います。

連絡担当者

- ・ 学校との打合せや情報交換窓口として、連絡担当者を決めます。学校側から連絡があった場合、どの「部署」の「誰」に連絡するか予め伝達しておきます。
- ・ 連絡担当者を設置することで、緊急時にも適切に対応できます。なお、連絡担当者、指導担当者を兼務することもできます。

指導担当者

- ・ インターンシップを実施時に、生徒を指導する担当です。受入事業所の考え方により、経験豊かな職員、入社もない職員に担当させるなど、様々です。複数の指導担当者を設置する場合には、その中の1人が責任者として、全体を統括します。
- ・ 指導担当者は、インターンシップ中に直接指導を受けるもっとも身近な相談者です。指導担当者がいい加減な対応をすると、生徒からの満足度が低くなるため、特に留意が必要です。指導担当者を適切に育成してください。

(2) インターンシップのプログラムづくり

○ 決定した担当者を中心に、受入れに当たって必要な事項を検討し、プログラムを作成します。

受入人数の検討

- 自社の指導担当者を確保できる人数、配属部署等を踏まえ、受入人数を検討します。
- 高校生を受入れする場合、1回当たり1～3名の受入人数のケースが一般的です。

体験業務内容の検討

- 学校側と事前打合せにより、共通理解を深めるとともに、生徒に対して何を理解させ、いかに職業体験をさせるか、具体的な指導の狙いと内容、指導方法を検討します。
- トラック運送業の入門型の業務、より実務型の業務など、生徒が安全に作業できる内容を慎重に検討し、安全管理措置を講じた上で、より責任負担の少ない内容を検討します。
- 運送業では、車両に乗務させる場合には、最大限の安全管理措置が必要です。リスクを考慮し学校側と慎重に検討するとともに、インターンシップ・ボランティア等の体験活動保険の加入を確認してください。

受入可能時期の検討

- 高校生のインターンシップは、学校側では年間計画に位置付けて実施するため、早期に実施時期を決定したいという要望があります。そのため、実施予定年の前年度のできるだけ早い段階で、学校側に対して問合せしてください。
- 運送業では、3月、9月、12月等が繁忙期で、受入れが困難な時期があり、一方で学校側でも、行事が集中して指導体制を確立できない時期は、インターンシップを実施できません。このため、受入可能時期について早期に学校側と打合せを実施しておくことが望まれます。

受入日数の検討

- 学校がインターンシップを教育課程に位置付けている場合、年間授業計画の中で体験日数を決定するため、事業者の希望通りの日程が確保できない場合があります。

(3) 実際の実務対応

組織体制と受入プログラムが整ったら、実際に学校やコーディネート機関との間で調整を開始し、準備、実施、総括等を進めます。具体的には、職場内への周知、学校担当者との事前打合せ、生徒の事前訪問、インターンシップ終了時の対応などが考えられます。

事業所内への周知徹底

- 事業所内においては、インターンシップの実施について予め、その目的、受入体制、プログラム等を周知します。
- 直接、インターンシップに関与しない従業員に対しても、受入れする生徒への挨拶、対応ルール等を徹底します。

学校担当者との事前打合せ

- 学校と事業所との間で、事前打合せを行います。場所は、受入事業所で実施するケースが一般的です。
- 学校側の担当者と打合せ後、受入生徒に対して事前指導を実施するケース、業界団体を代表して学校に指導に向かうケースもあります。

生徒の事前訪問 → 受入生徒と 実習の打合せ

- 生徒は事業所を事前訪問し、インターンシップ期間中の実習内容等について、事業者側から説明を受けます。
- この時、安全措置等について詳細に説明します。

(4) 事後的な対応

インターンシップ終了後、学校から事後報告会への参加、アンケート記入、受入生徒に対する評価等について依頼される場合があるため、できる限り協力して、学校側との信頼関係を構築していきます。

5 インターンシップ実施中のポイント

インターンシップ実施中のポイントは以下の通りである。

生徒との
信頼関係を
構築

- 受入生徒との信頼関係の形成が何より重要です。仮に信頼関係を崩すと、その評判は学校、保護者に伝達され、次回のインターンシップ実施の障害となる恐れがあります。

安全管理措置
の徹底

- 事業者において、車に同乗させる場合、作業を行う場合など、安全に実施できるようリスクが小さいものを選定します。受入生徒に「絶対に事故があってはならない」という強い覚悟で、徹底した安全管理措置を講じてください。

インターンシップ
の成果を明確にする

- インターンシップで、受入生徒が何を得て学校に戻ってもらうか、明確に意識してください。体験等を通して明確に何を得てもらいたいのか、意識をして進めてください。

体験を重視

- 業務内容の説明だけでは不十分で、実際の体験を重視してください。短い体験時間、長い説明時間では受入生徒の満足度が低下する傾向があります。十分な体験時間を確保し、体験を通じて学んでもらうという姿勢で取組めます。

体験内容を
記録させる

- 体験内容、学んだこと、感想を毎日記録させます。毎日、受入生徒と質疑応答、意見交換し、その日の体験内容を記録します。

受入生徒の
評価

- 事業者側では、予め評価者、評価基準、評価内容等を確認の上、就業指導結果の評価を取りまとめします。

6 インターンシップ実施における留意事項

○ 学校、保護者等からトラック運送事業者が信頼を得るためには、インターンシップ実施にあたり、必要な対応ポイントがあります。以下の措置を講じずに、仮に問題が発生した場合、運送業界へのイメージ低下につながり、インターンシップの受入れも円滑に実施できなくなる恐れがあります。

(1) 安全上の留意事項

- ① 事故防止、安全措置等について、学校における指導状況、事業所内での必要とされる安全措置、指導内容の検討
- ② 交通事故、その他事故が発生した場合、及び事業者や第三者への損害が発生した場合の報告・連絡・相談の体制（緊急連絡先の把握：学校の担当教職員、保護者の携帯番号等）
- ③ 保険加入（傷害保険：インターンシップ・ボランティア等体験活動保険）の確認
- ④ 事故発生した場合の損害賠償の検討

(2) モラルに関する事項

- ① セクハラがないように事前説明の実施
- ② セクハラ、道義的問題が発生した場合の相談担当者の設置
- ③ 全体のモラル対応の方法を整理し、学校に対しても事前説明を実施

(3) 個人情報保護

○ 受入生徒の個人情報についての管理・・・（例：一定期間経過後、全て廃棄処理する）

(4) 受入生徒の既往症、感染症、アレルギー等の事前チェック

○ 受入生徒の既往症等の特性を把握し、インターンシップ期間中、健康面で配慮

(5) コンプライアンス関係法令のチェック

○ 20歳未満であればアルコール飲料の提供はしない等、法令遵守を徹底

7 保障等（災害給付）について

○ インターンシップは学校教育の一環として実施されているため、保険加入し事故等が発生した場合には給付を受けることができます。受入れの際には、学校側に確認してください。

参考 インターンシップに関する傷害保険

（独）日本スポーツ振興センター災害共済

運営	（独）日本スポーツ振興センター
加入者	小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒
補償対象	学校の管理下における児童生徒等の災害
補償金額	死亡2800万、後遺障害82万～3770万 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10
保険料	義務教育諸学校 年920円、高等学校全日制 年1840円、定時制 年980円、通信制 年280円

インターンシップ・ボランティア等体験活動（傷害保険）

運営	（財）産業教育振興中央会
加入者	小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校の児童・生徒
補償対象	学校が正規過程又は学校行事としているインターンシップ等
補償金額	死亡・後遺障害 300万～450万、入院1日 3000円～4000円 通院1日 1200円～2000円
保険料	①短期活動1日当たり20円 ②長期活動1ヵ月当たり500円

インターンシップ・ボランティア等体験活動（賠償責任保険）

運営	（財）産業教育振興中央会
加入者	小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校の児童・生徒
補償対象	学校が正規過程又は学校行事としているインターンシップ等
補償金額	限度額 対人1人1事故1億円、対物2000万円
保険料	年250円

トラック運送事業者におけるインターンシップ実施に向けた取組みポイント

発行年月 平成28年 3月

発 行 公益社団法人全日本トラック協会

東京都新宿区四谷三丁目2番5号

T E L 03-3354-1009(代表) F A X 03-3354-1019

U R L <http://www.jta.or.jp>

禁無断転載